

仕様書

日本貿易振興機構
総務部人事課

- 1 案件名 労働者派遣業務(横浜貿易情報センター)
- 2 就業場所 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル
横浜貿易情報センター
- 3 部署業務内容 県内企業の海外展開に係る個別企業支援、貿易投資相談対応、セミナー・商談会等各種事業の実施

4 業務内容

- ① 海外展開を計画している中堅・中小企業等に対する相談対応窓口業務及び関連する支援業務
- ② 支援(候補)企業と外部専門家とのマッチングに関連した各種手続き(内容確認、案件登録、審査・採択)業務
- ③ 支援(候補)企業の海外展開要望のヒアリング・日程調整等と適切なサービスへの橋渡し、社内調整(関係部署とのメール・電話等での連絡調整業務を含む)
- ④ 支援(候補)企業と外部専門家との面談スケジュールの調整や企業訪問、面談同席等(外国語対応含む)
- ⑤ 外部専門家等から提出される業務日誌等の管理及び内容確認、資料作成、報告取りまとめ、その他業務遂行に必要な電話対応、TV面談のセッティング、資料準備・整理等の庶務業務
- ⑥ 支援(候補)企業の定期的なフォローアップと海外展開の進捗把握並びに成果把握(報告書作成、システム入力等含む)、ジェトロ事業への改善提案
- ⑦ 海外展開支援に係る関係機関(政府機関、自治体、金融機関、産業団体等)との連絡調整、相談、取次業務
- ⑧ 支援候補企業の発掘に向けた企業・関連団体訪問や展示会・セミナー等での営業、情報収集
- ⑨ 海外展開支援関連のセミナー実施、ジェトロのサービス紹介と登壇(講演資料作成含む)
- ⑩ その他中堅・中小企業等の海外展開支援に関わる指示に基づく業務、職員のサポート

募集人数: 1 名

出張の有無: 無

残業: 法定内 120 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

法定外 0 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

※企業訪問、オンライン商談同席などにより1日0.5～1時間程度の残業が発生することがある。

- 5 派遣契約期間 2021年5月1日 ～ 2022年3月31日

※本契約終了後の契約更新なし。

※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。

当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。

- 6 勤務時間 9:00 ～ 17:00

(休憩・休日) 休憩:12:00～13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日

(勤務曜日) 月火水木金

7 派遣元の要件

- ① 参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること。
- ② 派遣する労働者は労使協定対象労働者とする。
- ③ 派遣する人材は、信頼に足る人物であり、派遣元からの派遣実績があることが望ましい。
- ④ 契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること。
- ⑤ 派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること。
- ⑥ トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること。
- ⑦ ジェトロの指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容についてジェトロへの報告は3カ月に1回程度等)。
- ⑧ すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと。なお、請求に係る手数料が発生する場合には、派遣元負担とする。

8 派遣職員の必須要件

- ① 本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ② 業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができ、機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること。
- ③ 多岐にわたるルールを正確に理解し、的確かつスピーディーな事務処理能力を有すること。
- ④ 多様な関係者との連絡・調整業務を円滑に行えるコミュニケーション能力を有し、適切な電話・メール対応ができること。
- ⑤ 社会人としての常識・マナーを備えており、業務の質の向上や改善にも協調して取り組めること。
- ⑥ 過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験・派遣先からのクレームがないこと。
- ⑦ 企業・官公庁等での業務経験を原則として5年以上有すること。
- ⑧ 基本的なアプリケーション (Word、Excel、PowerPoint、Webブラウザ、E-mail)、Zoom・Skypeなどのオンライン会議ソフトの操作に習熟しており、操作方法が不明な場合は独力で調べる等して使用できること。具体的には以下のPCスキルの項目記載の操作以上のスキルを有している (研修を受けた経験があるだけでなく、業務で使いこなせている) こと。
- ⑨ 貿易・投資に関する基本的・実務的な知識と経験を持ち、海外ビジネスに関する全体の流れや基本的な知識と経験を持っていること。農水産・食品、日用品分野の輸出に関連する業務を行った経験があれば尚可。
- ⑩ 中堅・中小企業経営者等に対して、相手の立場・状況を勘案し、お客様目線で丁寧かつ円滑な対応ができること。
- ⑪ 支援企業、外部専門家等からの要望に素早く、柔軟に対応できること。また期限内 (業務遂行後1週間以内) に報告書の作成、報告を実施できること。

PCスキル

Word	ビジネス文書作成・編集、インデント、箇条書き設定、表・図形挿入と編集
Excel	データ入力・編集、関数を使った表・グラフ作成、オートフィルタ、論理関数、LOOKUP関数、ピボットテーブル
PowerPoint	複数スライドからなるプレゼン資料や報告書などの作成・編集 (アニメーション効果を含まない)
入力速度	データの入力は正確かつミスが少ないこと。
その他	Zoom、Skype、Teamsなどのオンライン会議ソフトでのスケジュール設定、会議参加、プレゼン資料の画面共有などができること。

外国語能力

英語	TOEIC750点以上相当
使用内容	企業からの英語の内容に係る相談対応、英文書類の内容確認、英語のウェブサイト等からの情報収集、外国人とのオンライン商談の同席等
使用頻度	業務全体の1割程度

9 その他の要望

細かい事務作業が多いので、厭わず対応して下さる方。

10 職場の環境

- ① 管理職1名、職員2名、常勤嘱託員3名、非常勤嘱託員3名、派遣職員4名 (2021年3月現在)。
- ② 主に管理職、職員が業務に関する説明、指示を行う。
- ③ 他のコンシェルジュ3名 (常勤嘱託員1名、派遣職員2名) と連携して事業を遂行する。

11 その他

- ① 代替人員の確保
派遣労働者による理由により業務に従事できない場合は、派遣元は責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の状況によっては、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。
- ② 派遣労働者の交代
派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

以上